

監事の監査に関する規程

第1条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人 EPO（以下「法人」という）の監事の監査に関する職務及び権限を明確にし、法人運営の適正化及び透明性の確保を図ることを目的とする。

第2条（法的根拠）

監事の監査は、特定非営利活動促進法（以下「法」という）、法人定款及び本規程に基づき行う。

第3条（監査の種類）

監事は、次に掲げる監査を行う。

1. **業務監査**：理事の業務執行の状況を監査する。
2. **会計監査**：法人の財産及び会計の状況を監査する。

第4条（監査の方法）

監事は、監査にあたり、次の方法を用いる。

1. 理事及び職員に対する必要な報告または説明の請求
2. 帳簿、書類その他の資料の閲覧・調査
3. 事業所、施設等における業務執行の現地確認
4. その他監査に必要と認める行為

第5条（監査報告）

1. 監事は、監査の結果を理事会に報告しなければならない。

2. 監事は、監査の結果、法人の業務または財産に関し不正の行為、法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見したときは、速やかに総会又は所轄庁に報告しなければならない。
3. 必要がある場合、監事は自ら総会を招集することができる。

第6条（意見表明）

監事は、業務執行や財産の状況について、理事に意見を述べ、または理事会の招集を請求することができる。

第7条（監査報告書の作成）

1. 監事は、毎事業年度の監査結果について、監査報告書を作成し、署名押印の上、総会に提出しなければならない。
2. 監査報告書には、監査の方法及び結果、並びに法人の業務及び会計に関する適否について記載しなければならない。

第8条（責任）

1. 監事は、職務を行うにあたり善良な管理者の注意をもって監査を行う責任を負う。
2. 監事は、法令・定款に違反した場合や職務怠慢によって法人に損害を与えた場合、その責任を負う。
3. 監事は、在任中及び退任後において、職務上知り得た秘密を漏洩してはならない。

第9条（補則）

この規程に定めのない事項については、定款、理事会決議及び関連法令による。

附則

この規程は、令和7年9月1日から施行する。